

商工貯蓄共済

商工会員のための共済制度です



商工会・静岡県商工会連合会

商工貯蓄共済は、貯蓄・保険・融資の3つの機能で
国から認められ、全国の商工会で行われている

商工会員のための共済制度です。

1. 加入できる方(加入者=掛金払込者)は、 商工会員で次に掲げる方です。

- 個人企業
事業主とその家族、従業員
- 法人企業
会社ならびに役員と
その家族、従業員

貯蓄

毎月の掛金の大部分が貯蓄に
なっています。知らず知らずの
うちに自己資金が蓄積されます。

◎預託金融機関 株静岡銀行

2. 期間と口数

- 加入期間
10年間
- 加入口数限度
被保険者1人につき15口まで

商工会員のための共済制度

保 険

安い保険料で大きな補償が得られます。
万一の場合、死亡共済金とそれまでに積
立てられた積立金も一緒にお支払い致します。

◎取扱保険会社
ジブラルタ生命保険(株)

融 資

一定の条件のもとに低利な融資
が受けられます。

◎取扱金融機関 株静岡銀行

※傷病入院見舞金、障害見舞金、介護見舞金が付加されます。

1 貯 蓄

○貯蓄積立金

毎月の掛金(1口2,000円)から年1回、生命保険料、手数料(=事務経費)(年間1口1,100円)、付加共済料(年間1口100円)が差し引かれた残りが貯蓄積立金となり、預託先の1年定期預金扱い(利率は預託先と協議のもと決める預金金利を適用、利息は複利で計算)で管理されます。

○貯蓄積立金の支払

満期時…10年間の貯蓄積立金と利息をお支払いします。

中途解約時…解約時点の貯蓄積立金と利息をお支払いします。

※金融機関が破綻した場合、預金保護機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財政状況に応じて減額される事もあります。



2 保 険

○生命保険

万一（死亡または高度障害）の場合は、貯蓄積立金のほかに死亡共済金（死亡保険金）が死亡共済金受取人に支払われます。

○保険の対象者（被共済者）

契約年齢が6歳から65歳までの、健康な商工会の会員とその家族および従業員

○1口あたりの保険金額

6～46歳	47～54歳	55～65歳
100万円	50万円	25万円

○加入時における審査

加入内容（年齢、口数、既契約）及び健康状態によっては、診査を受けて頂く場合があります。

○契約の内容

- ◇保険期間は、加入月の翌々月1日から10年間です。
- ◇保険料は年齢性別によって異なりますが、年払掛捨てで10年間変わりません。
- ◇共済掛金の払込が中断されますと、失効することがあります。

○その他

被保険者が満15歳未満の場合、加入できる通算保険金額は1,000万円です。
（商工貯蓄共済の他、他生命・損害保険等も通算します。）

★満期者のメリット★

- ・満期の場合は、一定の更新条件を満たしていれば告知が不要で、現在病気治療中であっても、更新できます。



3 融 資

○融資対象者

本制度に加入後、6ヶ月以上正常に掛金払込みを継続された方

○融資限度額

1企業1,500万円を上限とする。

○融資期間

10年以内

○借入方法

証書貸付

○返済方法

元金均等分割返済

○連帯保証人

連帯保証人1～2名が必要となります。また、金融機関又は県信用保証協会の審査結果に応じて、連帯保証人の追加や物的担保も必要となります。但し、貯蓄積立金の範囲内融資は連帯保証人、物的担保ともに不要です。

○融資利率

県信用保証協会付き変動金利となります。但し、貯蓄積立金の範囲内融資は積立金利を基準とした固定金利となります。

※（別紙）貯共融資利率等をご覧下さい。



5日以上の入院等で見舞金をお支払いします！

○傷病入院見舞金

被保険者の方が、疾病または不慮の事故で5日以上入院されたとき見舞金が支払われます。(事故の場合は、事故発生から180日以内に入院されたとき)

※給付限度…毎年度(4月1日～翌年3月31日) 1回

※5日未満の入院は、対象になりません。

<傷病入院見舞金>

入院日数	1口あたりの見舞金額
5日～44日	5,000円
45日～89日	8,000円
90日～	10,000円

○障害見舞金

不慮の事故で、事故発生から180日以内に1～6級の身体障害と判定されたとき見舞金が支払われます。ただし、障害等級については、障害者手帳の等級と異なります。

※給付金額…60,000円(6級)～100,000円(1級)

※給付限度…有効期間中通算して、1口200,000円

○介護見舞金

公的介護保険の適用を認められたとき、または公的介護保険適用外の方で要介護状態になった日から90日以上その状態が継続した場合、見舞金が支払われます。

※給付金額…5,000円～50,000円(一口あたり)

※給付限度…有効期間中1回

○その他

病気の症状等ケースによっては、給付金をお支払いできない場合もありますので、詳しくは地元商工会へお問い合わせ下さい。



税務の取扱い

経費(手数料)部分、保険料部分は、つぎの扱いにより税務処理をします。

法人企業が掛金を支払う場合		
被保険者	受取人	取り扱い
役員のみ	法人	損金(保険料)
役員・従業員	法人	損金(福利厚生費)
役員のみ	親族	役員報酬
役員・従業員	親族	損金(福利厚生費)

個人事業主が掛金を支払う場合		
被保険者	受取人	取り扱い
事業主	親族	家事費
専従者のみ	親族	家事費
専従者・従業員	事業主	必要経費
従業員	事業主	必要経費
従業員	親族	必要経費

※ただし、個々の加入者の具体的な状況及び所轄税務署の判断により取扱いが異なる場合がありますのでご確認下さい。



静岡県商工会連合会

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1

静岡県産業経済会館6階

TEL 054-255-8080

FAX 054-255-6060

■お申し込み・お問い合わせは